

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法により、次の感染症に罹患したときは本人の健康回復と周囲への感染防止のため出席停止となります。医師の登校許可が出るまで、しっかり自宅療養してください。

なお、治療が完了したときには医師から「登校許可書」へ証明をもらい、担任まで提出してください。

ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎に関しては、自宅療養期間終了後、登校される際に保護者の方が「登校届」をご記入の上、担任まで提出してください。

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 痘瘡 ペスト ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであ って血清型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属 のコロナウイルスであるものに限る。) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快 した後1日を経過するまで 感染の恐れがなくなるまで 感染の恐れがなくなるまで
第 3 種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス 流行性角結膜炎 その他の感染症 細菌性赤痢 パラチフス 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められる まで

※ 病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

※ その他の感染症…感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)、溶連菌感染症、手足口病等

登校許可書

白陵中学校・白陵高等学校長 様

中・高 年 組 番

生徒氏名

病 名

出席停止の期間 月 日 ~ 月 日

上記の者は 月 日から登校可能であることを証明します。

令和 年 月 日

病 医 院 ・ 医 師 名 印

※ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎に関しては、自宅療養期間終了後、登校される際に保護者の方が「登校届」をご記入の上、担任まで提出してください。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属の コロナウイルスであるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
感染性胃腸炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

登校届

白陵中学校・白陵高等学校長 様

中・高 年 組 番 生徒氏名 _____

【出席停止期間】

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

【病名・理由】

【医療機関への受診】 当てはまるものにチェック☑を入れてください。

無 有（受診日：令和 年 月 日）

【検査】 当てはまるものにチェック☑を入れてください。

無 有（PCR・抗原）

【症状の経過や医師からの指示等】

上記の通り、欠席しておりましたが、本日より登校を再開します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)